番号	大分類	中分類	小分類	質問	回答	更新日
1	1. 補助事業の目的・対象等について	(1)目的	実証の定義	「技術開発完了」ではなく「実証」が求められておりますが、この「実証」に 関して明確に示してほしい。	技術実証は技術開発までがメインであり、新しい顧客開拓を含め幅広に社会実装とすることは難しいと考えます。どこまでを実証の対象とするかは採択にかかる審査委員会で検討することになると思われます。	R5.9.20
2	1. 補助事業の目的・対象等 について	(2)補助対象事業	予算総額と採 択事業	各公募テーマで予算規模が記述されていますが、予算総額の中で複数 の事業を実施することになるのでしょうか?	ご質問のとおりです。それぞれの公募テーマ内容の予算の配分は決定している わけではなく、ご提案いただいた事業内容により採択事業を決定いたします。	R5.9.20
3	1. 補助事業の目的・対象等 について	(2)補助対象事業	採択件数	各公募テーマで採択予定件数が示されていませんが、それぞれ何件程 度採択される予定なのでしょうか?	採択件数は設定しておりません。予算総額のもと、ご提案いただく事業内容に よって採択事業を決定いたします。	R5.9.20
4	1. 補助事業の目的・対象等 について	(2)補助対象事業	1件あたりの補 助限度額	公募テーマ1の公募テーマ内容(2)に関して、令和9年度末までの補助 事業費が0.5億円ということでよろしいですか?	そのとおりです。	R5.9.20
5	1. 補助事業の目的・対象等について	(2)補助対象事業	1件あたりの補助限度額	テーマ2、4、5は予算総額のみ記載されていますが、申請時には、申請者のほうでそれらの予算総額をサブテーマごとに按分して実施たてればよいのでしょうか? それとも総額をもとに計画をたてればよいでしょうのか?		R5.9.20
6	1. 補助事業の目的・対象等について	(2)補助対象事業	テーマ1 テーマ選定理由		近年、災害時の自治体支援や、流域に関わる関係者が連動して水災害対策を行う流域治水など、国が管理する直轄の施設管理エリアはもとより、その外の地域エリアでの対応が求められています。このため、電気通信技術ビジョン4では、技術テーマの一つに「センサネットワークによる広域的な情報収集の実現」を設定し、簡易センサ等による広域情報収集や全国センサネットワークの構築による一元管理、情報共有を実現する技術開発を進めることとしています。加えて、国土形成計画や骨太の方針2023においてもセンサネットワークによる広域的な情報収集の実現に向けた技術開発を推進するとされています。このような背景から、本テーマを設定したもの。※電気通信技術ビジョン4: https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000948.html ※国土形成計画: https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001621775.pdf	R5.9.20
7	1. 補助事業の目的・対象等について	(2)補助対象事業	テーマ4 複数 のTRL		基本的には、サブテーマの中で設定されている2つのTRLをクリアする提案をしていただきたい。ただし、申請者として、公募テーマ内容の技術開発・社会実装をどのような形にすれば、事業の目的を達成できるのかという視点でご提案いただいてもよいと考えます。	R5.9.20
8	1. 補助事業の目的・対象等について	(2)補助対象事業	テーマ4 実証 箇所	公募テーマ4の公募テーマ内容「次世代観測機器を用いた洪水等の監視体制の充実及び強化に関する技術開発・実証」に関して、水位計約500カ所、カメラ約500カ所以上で実証するとされていますが、これは、採択された企業すべてをあわせてこの数値になればよいということでしょうか? また、これらの実証箇所は国土交通省で準備されると理解してよろしいでしょうか?	採択された企業すべてをあわせた数値っです。また、実証先について、補助事業者より主体となって実施したい箇所があれば調整させていただく。	R5.9.20
9	1. 補助事業の目的・対象等について	(2)補助対象事業	テーマ5 対象		道路構造物としては、橋梁やトンネルに限らず、舗装や道路付属施設も対象としております。	R5.9.20
10	1. 補助事業の目的・対象等について	(3)補助要件	応募テーマ数 関係	一つの事業者は一つのテーマのみ応募でき、複数は不可ということで しょうか?	1つの事業者は、いくつでも公募テーマ内容に応募はできます。ただし、一つの提案で複数の公募テーマ内容に応募はできません。	R5.9.20

番号	大分類	中分類	小分類	質問	回答	更新日
11	1. 補助事業の目的・対象等 について	(3)補助要件	応募テーマ数 関係	ある公募テーマ内容の申請代表として申請する同時に、他のテーマの共同提案者(もしくは委託先)として参加することは可能でしょうか?	共同提案者及び委託先双方ともに可能です。	R5.9.20
12	1. 補助事業の目的・対象等 について	(3)補助要件	応募テーマ数 関係	SARに関わる部分では河川(A浸水、B天然ダム)、道路の3つのテーマが挙げられているが、複数での応募で複数事業の採択もありえますか?	公募テーマが異なるのであれば、複数の応募で複数の採択も可能姓としては あります。	R5.9.20
13	1. 補助事業の目的・対象等 について	(3)補助要件	応募テーマ数 関係	複数応募はできるが、採択は1テーマになりますか?	複数の公募テーマ内容に応募できます。ただし、1つの応募では、1つの公募テーマ内容としてください。申請内容にもよりますが、必ずしも採択が1件に限定されるとは限りません。	R5.9.20
14	1. 補助事業の目的・対象等 について	(3)補助要件	応募テーマ数 関係	SARに関わる部分では河川(A浸水、B天然ダム)、道路の3つのテーマが挙げられているが、複数での応募で複数事業の採択もありえますか?	採択もありえます。ただし、複数での事業実施が可能か否か、公募要領P17~19に掲げる基本的審査事項及び事業内容に関して審査をします。	R5.9.20
15	1. 補助事業の目的・対象等 について	(3)補助要件	応募テーマ数 関係	1テーマへの応募で、1テーマの採択になりますか?	テーマ1~5には、サブテーマに相当するいくつかの公募テーマ内容が設定されていますので、採択はこの公募テーマ内容となります。仮に1つの公募テーマ内容で申請された場合、採択は公募テーマ内容1つとなります。	R5.9.20
16	1. 補助事業の目的・対象等について	(4)事業実施体制	コンソーシアム	コンソーシアムには委託先のみで、外注先は加われないという認識でよるしいでしょうか?	補助金総額の10%以上委託する場合は、義務的にコンソーシアムを組むことが求められており、仮に委託費が10%未満や外注のみの場合でも、代表スタートアップや共同提案者に何らかの裨益が生ずるのであれば、連携協定を締結して、コンソーシアムに入っていただくことは可能です。	R5.9.20
17	1. 補助事業の目的・対象等について	(4)事業実施体制		た計画の場合は、その委託先を必ずコンソーシアムに入れる必要がある	補助事業総額の10%以上を委託される場合は、委託先の意向にかかわらず、連携協定を締結していただき、コンソーシアムを組んでいただくことが要件となります。なお、事業総額ではなく、補助金総額であることにご留意ください、	R5.9.20
18	1. 補助事業の目的・対象等について	(4)事業実施体制 (5)補助金交付補助率 及び限度額等について		大学に再委託を想定しているのですが、コンソーシアムを組む要件として補助事業総額の10%以上を再委託することと、大学は補助金の交付対象とならないことの関係を教えてほしい。	大学はスタートアップに該当せず、かつ、共同提案者にもなれないため、補助金交付の対象とは成っておりません。大学は、補助金をで付された代表スタートアップや共同提案者からの委託を受けることができ、その委託費が補助金総額の10%を超える場合は、連携協定を締結して、コンソーシアムを組んでいただくとになります。	R5.9.20
19	1. 補助事業の目的・対象等 について	金交付補助率及び限度 額等について	補助率	代表SUとして応募すれば、弊社の実施項目については100%の補助が受けられるということでよろしいですか?	スタートアップに該当し、代表事業者となる場合は、補助率は100%です。	R5.9.20
20	1. 補助事業の目的・対象等 について	金交付補助率及び限度額等について	補助率	企業や、C:大企業・学術機関も連携相手です。 公募要領5ページの下の表の見方は、弊社が代表SUとなる場合、②であろうと、③の事業実施体制であろうと、そのようなBやCが実施する内容については、このような補助率になってしまう、ということでしょうか? 弊社が、BやCに委託をするとしても、Bに委託する内容については50%し	③のパターンにおいて、共同提案申請を行った、スタートアップ(代表以外のスタートアップを含む)は補助率100%、中小企業又はみなし大企業は補助率50%となります。スタートアップに該当しない中小企業やみなし企業が代表事業者の場合は、当該中小企業及びみなし大企業は補助率50%、スタートアップの補助率は100%です。 ②、③のいずれの場合でも、コンソーシアムを組む大企業・学術機関に補助金は交付されません。 なお、代表スタートアップや共同提案者は交付された補助金を用いて、大企業や学術機関に委託を行うことはできます。この場合、委託費分の補助金が減額されることはありません。	R5.9.20

番号	大分類	中分類	小分類	質問	回答	更新日
21	1. 補助事業の目的・対象等 について	(6)補助対象経費	人件費	人件費に関して、給与のほか、賞与も含むという理解でよろしいか?	人件費には賞与も含みます。なお、人件費は、補助事業に直接従事する者の 直接作業に対する給与、賞与の7ほか、諸手当及び法定福利費を含みます。 人件費の算定については、補助事業者向けの事務処理マニュアルを作成中で あり、採択決定後、お渡しする予定です。	R5.9.20
22	1. 補助事業の目的・対象等について	(6)補助対象経費	人件費	人件費の算定に関して、実績ベースでよいのか、健保等級ベースとする のか、どちらになるのでしょうか?	人件費の算定で、実績ベースとするか、健保等級ベースとするかについては、 採択事業者に配する事務処理マニュアルに記載いたします。	R5.9.20
23	1. 補助事業の目的・対象等について	(6)補助対象経費	グループ企業、 株主等からの 調達	株主や資本提携先より、資材調達や業務の再委託を行うに当たり、制約はありますか?	株主や資本提携先より資材を購入したり、それらの企業に業務を再委託することは可能です。ただし、価格の妥当性が問題となるので、価格は原価又は原価に近いものとする、競争入札を採用するなどの対応が必要となります。いずれにしても、価格の妥当性の説明が必要となります。さらに、随意契約とする場合は、随意契約としなければならない客観的な理由も必要となります。	R5.9.20
24	1. 補助事業の目的・対象等 について	(6)補助対象経費	グループ企業、 株主等からの 調達		コンソーシアムの構成メンバーから物品を調達することは可能ですが、コンソーシアムを組んでいるからということは調達の理由になりません。基本は競争入札とし、価格の妥当性の説明が必要となります。加えて、随意契約とする場合は、なぜ随意契約とするのかの理由も必要です。	R5.9.20
25	1. 補助事業の目的・対象等 について	(6)補助対象経費	外注と委託		一般論としては、委託費は技術開発や実証の一部を外部事業者や機関に委託するもので、研究開発的要素を含むものです。外注は、技術実証に必要な加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア星槎の経費等研究開発的要素を含まないものです。詳細は、補助事業者向けの事務処理マニュアルの中で定義を示す予定です。	R5.9.20
26	1. 補助事業の目的・対象等 について	(6)補助対象経費	外注と委託	委託費を支払う先が委託先で、外注費を支払う先が外注先という認識でよろしいでしょうか?	基本的にはそのとおりです。	R5.9.20
27	1. 補助事業の目的・対象等 について	(6)補助対象経費	その他諸経費	開発した製品を広く使用してもらうために、国際的なカンファレンスへの参加、又はそのようあカンファレンスの開催やスポンサー料等の経費は補助対象として計上できますか?	本事業の目的でる技術開発・社会実装に貢献する部分に関しては、補助事業の対象となります。必ずしも、全てが補助対象となるわけではありません。	R5.9.20
28	1. 補助事業の目的・対象等 について	(6)補助対象経費	その他諸経費		「人材の採用の経費」の内容によっては、「新たに雇用する際の経費」に該当するともあると考えます。この件に関しては、補助事業者向けの事務処理マニュアルにて記述いたします。	R5.9.20
29	1. 補助事業の目的・対象等 について	(6)補助対象経費	その他	補助事業者向けの事務処理マニュアルはいつ公表されますか?	補助事業者採択決定後に、補助事業者にお渡しいたします。	R5.9.20
30	3. 補助事業者の要件・義務 等	(1)補助事業者の要件	補助対象スタートアップ	スタートアップの定義は何か?	科学技術・イノベーション活性化法第2条第14項に定義する中小企業であり、かつ設立15年以内の企業です。ただし、J-Startup又はJ-Startup地域版に登録されている企業は設立後15年を超えていても対象とまります。さらに、特殊な技術を有するなど特別な技術を持つ企業も対象となる場合があります。	R5.9.20
31	4. その他(留意事項等)		概算払い	概算払いはどの程度の頻度で行われますか?	概算払いについては現在検討中ですが、年間2~4回程度の概算払いを行う 方向としています。補助事業者採択までには決定することとしています。	R5.9.20
32	4. その他(留意事項等)		概算払い		年度よりも短い頻度での概算払いを検討しております。なお、概算払いは、エビデンス、必要理由、支払発生の蓋然性、交付要件等を確認させていただきます。	R5.9.20
33	4. その他(留意事項等)		他補助金等と の併用	現在、他の国の機関の予算枠組みでSAR衛星活用の取り組みを実施中ですが、今回のSBIRにも応募可能でしょうか?形式的に応募できないという事項がありますか?)	SBIRに応募申請書を提出していただくことは可能です。	R5.9.20

番号	大分類	中分類	小分類	質問	回答	更新日
34	4. その他(留意事項等)		他補助金等と の併用	枠組みで内容的に重複しているものがあれば採択に影響するのでしょうか?	SBIRに応募申請書を提出していただくことは可能です。ただし、応募要領P13 4④に該当する場合(例えば、委託内容が、今回応募される内容と重複がある 場合など)は原則として採択されませんので、ご留意ください。補助事業採択後 も、応募要領P13 4④に該当する事実が発覚した場合には、補助金取り消し、 減額(事業計画の変更)等があり得ます。	R5.9.20
35	4. その他(留意事項等)			他省庁のSBIRプログラムに申請中(審査中)ですが、申請資格等の形式上で応募可能は可能でしょうか?	他省の事業に申請されている事実をもって、今回の事業に応募できないということはありません。	R5.9.20
36	4. その他(留意事項等)		他補助金等との併用	択に影響しますでしょうか?	SBIRに応募申請書を提出していただくことは可能です。ただし、応募要領P13 4④に該当する場合(例えば、委託内容が、今回応募される内容と重複がある 場合など)は原則として採択されませんので、ご留意ください。補助事業採択後 も、応募要領P13 4④に該当する事実が発覚した場合には、補助金取り消し、 減額(事業計画の変更)等があり得ます。	R5.9.20
37	5. 応募申請書類の提出について	(2)提出書類		公募要領のP16の提出書類一覧表にあります共同提案者というのは、公募要領P5にあります事業実施体制の図③の上3社(代表SU・SU・中小企業・みなし大企業)に該当するということでしょうか?つまり、その下の委託先ABCは共同提案者には該当せず提出書類もなしという認識でおりましたがあっていますでしょうか。		R5.9.20
38	5. 応募申請書類の提出に ついて	(2)提出書類	複数申請する 場合の申請書 類		公募テーマ内容毎に、申請書の作成及び申込み手続きをしていただきますよう お願いいたします。	R5.9.20